

土地利用型 作物加算が増額

産地づくり
交付金が確定

転作などに産地づくり交付金

産地づくり交付金は、従来の転作助成金にかわるもので、地域の特徴ある水田農業の展開を図りながら、地域自らの発想と戦略により、需要に応じた作物生産と水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成するための交付金です。

庄原市水田農業推進協議会では基礎助成として、水田の転作に一般作物・特例作物（野菜等）などの作付けと調整水田（1枚田に限る）を行うと「産地づくり協力金」が交付されます。また、作付けする作物の種類や取り組みの要件などにより、さらに加算助成が交付されます。

助成内容が一部変更

助成内容は、広島県水田農業推進協議会を通して国の承認が必要です。本年度は庄原市水田農業推進協議会での改善、広島県水田農業推進協議会と国からの指導で内容が一部変更されました。

変更点

- ①『土地利用型作物加算』の増額（5,000円/10a ↓10,000円/10a）
- ②『新需給調整システム定着交付金』の単価の減額（30,000円/10a ↓24,000円/10a）
- ③『特別栽培農産物加算1』の廃止
- ④『米栽培日誌記帳推進助成』の新設
- ⑤『特別栽培農産物加算2』から『こだわり米助成』

産地づくり交付金助成項目

◎基本助成

※アミ部分が変更となった内容です。

| | | |
|----------|------------|---|
| 産地づくり協力金 | 4,000円/10a | 一般作物・特例作物（野菜等）・景観形成作物・調整水田（調整水田は1枚田に限る）・果樹（果樹はH18年度以降の新植） |
|----------|------------|---|

◎加算助成

| | | |
|-------------|----------------------------|---|
| 担い手育成加算 | 5,000円/10a | 土地利用型作物加算もしくは重点土地利用型作物加算を取り組んだ農業者で水田農業ビジョンに掲載の担い手 |
| 重点土地利用型作物加算 | 15,000円/10a | 麦・大豆・飼料作物 |
| | 10,000円/10a | ソバ |
| 土地利用型作物加算 | 5,000円/10a ⇒10,000円/10a | 麦・大豆・飼料作物・ソバ・地力増進作物・小豆・みつ源レンゲ |
| 特別振興作物加算 | 10,000円/10a | サツマイモ（紅あずま）・スイートコーン・コンニャク・エゴマ・ソバ |
| 地区達成加算 | 1,000円/10a | 推進上の地区での生産調整の達成 |
| 米栽培日誌記帳推進助成 | 5,000円/1農家 | 銘柄が確認でき、検査機関で検査を受け、販売した生産履歴の記帳がある米 |
| こだわり米助成 | 3,000円/10a | 安心広島ブランド米、JAひろしまこだわり米の認証を受けた米 |

◎広島県水田農業推進協議会からの交付金

| | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----------------------------|--|----------------|-----------|-------------|----------------|---------------|----------------|----------------|--|
| 新需給システム定着交付金（担い手加算） | 10,000円/10a | 新需給システム定着交付金に取り組んだ農業者で、庄原市水田農業ビジョンに掲載の担い手 | | | | | | | | |
| 新需給システム定着交付金 | 30,000円/10a ⇒24,000円/10a | <table border="0"> <tr> <td>【庄原】ほうれん草・アスパラ</td> <td>【西城】青ねぎ・菊</td> </tr> <tr> <td>【東城】ほうれん草・菊</td> <td>【口和】ほうれん草・アスパラ</td> </tr> <tr> <td>【高野】ほうれん草・トマト</td> <td>【比和】ほうれん草、アスパラ</td> </tr> <tr> <td>【総領】ほうれん草・アスパラ</td> <td></td> </tr> </table> | 【庄原】ほうれん草・アスパラ | 【西城】青ねぎ・菊 | 【東城】ほうれん草・菊 | 【口和】ほうれん草・アスパラ | 【高野】ほうれん草・トマト | 【比和】ほうれん草、アスパラ | 【総領】ほうれん草・アスパラ | |
| 【庄原】ほうれん草・アスパラ | 【西城】青ねぎ・菊 | | | | | | | | | |
| 【東城】ほうれん草・菊 | 【口和】ほうれん草・アスパラ | | | | | | | | | |
| 【高野】ほうれん草・トマト | 【比和】ほうれん草、アスパラ | | | | | | | | | |
| 【総領】ほうれん草・アスパラ | | | | | | | | | | |

- ・交付対象者は集荷円滑化に加入し、米の生産調整を達成した方
- ・土地利用型作物加算、重点土地利用型作物加算、担い手育成加算は1作物 1haとしています。
- ・重点土地利用型作物加算は作業要件があります。
- ・それぞれの助成要件の詳細は、下記の事務局へご確認ください。

問い合わせ 庄原市水田農業推進協議会事務局

（農林振興課農政係 ☎0824-73-1131、各支所地域振興室、JA庄原各営農センター）